

半田市声の市報発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文字による情報の入手が困難な視覚障がい者に対し、本市の市政情報を音声により提供すること(以下「声の市報」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は、半田市報発行規程(昭和27年半田市庁達第15号)に基づき発行する市報に掲載された記事のうち、音声訳に適するものを編集して発行するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市報を読むことが困難な市内に居住する視覚障がい者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けているものとする。

(発行回数)

第4条 声の市報の発行回数は、市報の発行回数に準ずる。

(発行の申請)

第5条 声の市報の発行を受けようとする者は、声の市報発行申請書(様式第1)により市長に申請するものとする。

(発行の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、発行を決定するとともに、声の市報発行決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 声の市報の発行を受けている者は、次に該当するときは、声の市報発行申請に係る変更等届(様式第3)を市長に提出するものとする。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 障がいの程度が変更したとき。
- (4) 利用を中止するとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 声の市報発行取扱い要綱は、廃止する。

様式第1(第5条関係)

年 月 日

半田市長 殿

住所
氏名
発行希望者との続柄

声の市報発行申請書

声の市報を発行して下さるよう下記のとおり申請いたします。

記

1 発行希望者

住所
氏名

2 障がいの程度

手帳番号 第 号

障がい名

等 級

本申請にあたり本人が記入することが困難な場合は、代理の方が申請できます。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

声の市報発行決定通知書

年 月 日付けで申請のありました声の市報発行については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 発行開始年月日 年 月 日号より
- 2 発行回数 はんだ市報の発行回数に準ずる

半田市長 殿

住所
氏名
発行対象者との続柄

声の市報発行申請に係る変更等届

私は、下記のとおり声の市報発行申請内容の変更を申請します。

記

- 1 発行対象者
住所
氏名

- 2 変更内容
 - (1) 住所の変更 旧住所
新住所
 - (2) 氏名の変更

 - (3) 障がいの程度の変更
 - (4) 利用の中止 年 月 日号より

本申請にあたり本人が記入することが困難な場合は、代理の方が申請できます。